

1

一般規定

第1. 信義誠実の原則（信義則）

短答 3頁

1. 意義

権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない（1Ⅱ）司H20-1-ア/イ/ウ

2. 契約関係がある場合

契約で定まった義務のみ果たせばそれで足りるのが原則であるが、一定の場合には信義則に基づいて、本来の義務以外の義務が発生する場合がある

ex. AがBに、特殊な型の機械の製作及び自己所有の工場への設置を依頼した（なお、代金の支払期日はBが機械をAの工場に設置してから10日後となっている）。Bは機械を製作しAの工場へ設置しようとしたが、Aがいつまで経っても設置に必要な準備をしない

→契約上、Aは代金をBに支払う義務を負い、Bは機械を製作した上Aの工場に設置する義務を負う

→それとは別に、Aは機械を設置するために必要な準備をする義務を負うべきではないか？そうしないとBは機械を設置できず、その結果、代金も受け取れなくなってしまう

3. 契約関係がない場合

何も要求できないのが原則であるが、一定の場合には契約関係がなくても、信義則に基づいて契約関係類似の関係が生じることがある

ex. 歯科医院を開設したいというBがAに対して、「Aの所有する建物に特殊な電気設備を施した上で売ってほしい」と言うので、Aはその電気設備を施して準備していた。しかし、契約日直前になってBが「やっぱりやめた」と言い出した

→AとBとの間にまだ契約関係はないから、AはBに対して電気設備の施工等に要した費用を請求できないのが原則

→それでは、不誠実なBに対して、Aがあまりにかわいそうであるため、信義則に基づいて、電気設備の施工等に要した費用を請求させるべき

第2. 権利濫用

1. 意義

権利の濫用は、これを許さない（1 Ⅲ）

2. 権利の行使が認められない場合

ex. Xは、温泉を経営するY会社が他人の土地2坪程をかすめて引湯管を設けているのに目を付け、その土地を買い受けてYに不当に高額な価格での買取りを要求したが拒否された。そこで、XがYに対し引湯管の撤去を請求した

→権利の濫用に当たり、認められない（大判昭10.10.5 【百選 I 1】）

短 司H20-1-I

- ☒ 不法行為（709）となるには、相当違法性の高い行為（＝「悪い」行為）である必要がある

3. 権利の行使が不法行為となる場合

ex. 武田信玄がかつて旗を立てかけたという個人所有の由緒ある松が、近くを通る蒸気機関車の煤煙と振動によって枯死した

→権利の濫用として、正当な権利行使とはいえず、不法行為となり損害賠償責任を負う（大判大8.3.3 【百選 I 2】）

短 司H20-1-O



Point! 一般規定の適用

- a 一般規定は、「総則」の中でも「総則的」な規定
→適用関係からすれば、一番後回しであることに注意（最後の最後、民法の他の規定だけではどうしても不当な結論になってしまう、というときに適用を考える）
- b 一般規定は、その内容が非常に抽象的
→適用する際は、可能な限り要件・効果を明確にするよう、意識する

第3. 私権の実現

自力救済の禁止＝権利者であっても、自分で権利を実現することは許されない

→裁判所を通じて権利を実現するのが原則

∴ 社会秩序の維持

ex. AがBに100万円を貸し付けていたがいつまで経ってもBが返そうとしない。AはBの家に侵入して勝手に金目のものを持ちだして売却し100万円を回収した

→ただの不法行為

2 人

第1. 自然人

自然人=人間のこと

法人=自然人以外で権利能力を認められたもの

1. 権利能力

権利能力=権利義務の帰属主体たる地位・能力

自然人ならば皆等しく有する

→自然人の場合には、出生してから（「出生」の意義について全部露出説が通説）死亡するまで権利能力を有する（3Ⅰ）

短答 4頁

2. 意思能力

その法律行為をすることの意味を理解する能力 短 司R5-2[1]-7

→意思無能力者の行為は無効となる（3の2） 論 旧H22-1 短 司H25-2[1]-7, R5-2[1]-1

ex. 幼年、高度の精神病、あるいは泥酔

この無効は相対的無効であると解されている
→相手方から無効主張することはできない 論 旧H22-1
∴ 意思無能力者の保護を目的とするものである

3. 行為能力

(1) 意義

自らの行為により法律行為の効果を確定的に自己に帰属させる能力
(≒財産の管理・運用能力)

(2) 行為能力制度

一般的・恒常に能力不十分とみられる者を一定の形式的基準で画一的に定め、行為当時に具体的に意思能力があったか否かを問わず、一律に法律行為を取り消すことができるとする制度

(3) 行為能力制度の趣旨

ア 意思無能力者であることの立証責任は意思無能力者の側にあるため、意思無能力者の負担が大きい

イ 意思無能力でなくとも、保護しなければならない者も存在する
→行為能力制度を創設し、制限行為能力者には保護者を設けるとともに、制限行為能力者が単独で行った行為は取り消し得る（意思無能力であったことの立証は不要）

(4) 取り消した場合の処理

ア 遷及的無効（121、行為時に遡って無効となる）
cf. 将来効

イ 制限行為能力者は「現に利益を受けている限度」（現存利益）で返還すれば足りる（121の2Ⅲ、意思無能力者も同様） 論 H22-1 司R5-2[1]-ウ

現存利益とは、受けた利益がそのまま又は形を変えて残っているもの（既に消費したものを除いて手元に残っている利益）をいう（通説）

ex. 遊興費に使った（浪費）→現存利益なし（大判昭14.10.26参考）

ex. 生活費に使った→現存利益あり（大判明35.10.14、大判大5.6.10、大判昭7.10.26）

第三者保護規定なし 論 司R3-7-I

出費の節約の場合も現存利益ありとされる